

舞 鶴 総 第 159 号

平成 29 年 11 月 24 日

舞鶴市議会議長
上 野 修 身 様

舞鶴市長 多々見 良 三
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 13 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

平成 29 年 10 月 11 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方所有の自動二輪車の損害額のうち 70 パーセント相当額(148,334 円)を、舞鶴市が相手方に支払う。

2 事件の概要

相手方の子が相手方所有の自動二輪車で市道を走行中、市の管理瑕疵により生じた道路の陥没箇所転倒し、車両が損壊した。

3 発生年月日

平成 29 年 5 月 10 日

4 発生場所

舞鶴市字境谷地内
市道布敷倉谷線

専決第 14 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

平成 29 年 10 月 11 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方の治療費等のうち 70 パーセント相当額(80,314 円)及び慰謝料(41,160 円)の合計額 121,474 円を、舞鶴市が相手方に支払う。

2 事件の概要

相手方が自動二輪車で市道を走行中、市の管理瑕疵により生じた道路の陥没箇所転倒し、受傷するとともに、相手方のヘルメット等が損壊した。

3 発生年月日

平成 29 年 5 月 10 日

4 発生場所

舞鶴市字境谷地内
市道布敷倉谷線